

社会福祉法人白寿会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「法人」という）の定款第21条に基づき、役員（理事及び監事）の報酬等について必要な事項を定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長および業務執行理事として、1週につき3日以上の勤務をし、法人職務を執行する役員）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等（理事・監事・評議員）については報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4のとおり、費用を弁償する。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める基準に基づく額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第19条の規程に準ずる額

(費用弁償)

第4条 非常勤役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受けて、以下の法人業務を行う場合、別表4に定めた費用を弁償する。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
- (2) 監事が、監査を実施した場合

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月28日とする。ただし、その日が休日に当たるときは職員給与規程第6条に準じた日とする。

- (2) 賞与については、毎年7月、12月および3月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議等に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、16日を基礎とし、その月の総日数で除して日割り計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規程は、平成29年6月25日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬額
理事長	月額 234,000 円
業務執行理事	月額 234,000 円

別表2（常勤役員等の賞与）

役職名	報酬額
7月賞与	前年 11月 21日から当年 5月 20日の月額報酬の平均 × 1.3ヶ月分
12月賞与	当年 5月 21日から当年 11月 20日の月額報酬の平均 × 1.7ヶ月分
3月賞与	当年 2月 21日から当年 2月 20日の月額報酬の平均 × 0.5ヶ月分

別表3（常勤役員等の退職金）

小規模企業共済

常勤役員等退職金 = (独立行政法人中小企業基盤整備機構) × 在任月数
の月額掛金を基準とした算定月額

役職名	算定月額
理事長	算定月額 70,000 円
業務執行理事	算定月額 60,000 円

別表4（非常勤役員等に対する費用弁償）

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

役員区分	一日の出席につき
非常勤役員 (理事・監事・評議員)	5,000 円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

役員区分	一回の監査につき
監事	5,000 円